

富士市告示第 125 号

次の書類については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達ができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び富士市税条例（昭和 61 年富士市条例第 32 号）第 6 条の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は、富士市役所財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 8 年 6 月 10 日

富士市長 金指 祐樹

送達を受けるべき者	送達すべき書類の名称	送達事項
PHI VAN HIEN	令和 8 年度課税令和 7 年度分 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書	別紙のとおり
MOHAMED FAWMY MOHAMED SHEIK HAMATH ほか 2 人	令和 7 年度課税令和 7 年度分 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書	別紙のとおり
趙 翠霞	令和 7 年度課税令和 6 年度分 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書	別紙のとおり

(注) 上記の書類を受領しないときは、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、告示の日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

送 達 事 項

書類の名称 令和 8 年度課税 令和 7 年度分 市民税・県民税・森林環境税納税通知書

送達を受けるべき者 以下のとおり

氏名
PHI VAN HIEN

送達事項

書類の名称 令和 7 年度課税 令和 7 年度分 市民税・県民税・森林環境税納税通知書

送達を受けるべき者 以下のとおり

氏名
MOHAMED FAWMY      MOHAMED SHEIK      HAMATH
森 直樹
RAI DINA

送達事項

書類の名称 令和 7 年度課税 令和 6 年度分 市民税・県民税・森林環境税納税通知書

送達を受けるべき者 以下のとおり

氏名
趙 翠霞